

## 株主との対話に関する基本方針

- 1 持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指し、株主との建設的な対話を行う。
- 2 関係法令、証券取引所の関係規定等に則して情報開示を実施するとともに、それら以外でも、当社グループに関する理解のために必要と判断されるものについては、非財務情報も含めて自主的に開示する。
- 3 株主及び投資家との対話については、財務経理管掌取締役が責任者となり、関係各々が連携、協議し適切な対応を行う。
- 4 毎年最低1回は、国内外投資家を対象とする説明会を開催し、取締役が説明する。また個別に面談の要請があれば可能な限り取締役が対応する。
- 5 取締役会は、対話の内容、結果について報告を受ける。
- 6 対話に当っては、インサイダー取引関連法令・規則に則り、インサイダー情報の管理を適切に行う。
- 7 建設的な対話を促進するため、株主構成の把握に努める。
- 8 経営計画の公表に際しては、資本コストを的確に把握した上で、収益計画、資本政策の基本方針や数値目標を提示し、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等について具体的、かつ明確に説明を行う。